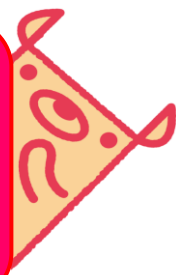


中高年齢者職業訓練 奨励金交付制度のご案内

最大
10 万円



制度の概要

県内の職業訓練施設等において職業訓練を受けた中高年齢者に対し、奨励金を交付する制度です。

対象となる方

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 訓練施設に入校を許可された日において満 45 歳以上の方
- (2) 訓練施設に入校を許可された日までに市内に引き続き 1 年以上居住している方
- (3) この奨励金の交付を受けたことがない方

奨励金の額

6 か月以上 12 か月未満の職業訓練を受けた方：5 万円

12 か月以上の職業訓練を受けた方：10 万円

申請期間

訓練施設の訓練課程を修了した日の翌日から **30 日以内**

必要書類

- ・申請者の住民票の写し
- ・訓練課程の修了を証明する書類の写し

申込み受付窓口

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目 1 番地

野々市市役所 地域振興課 産業振興係

TEL : 076-227-6160